



はじめに

近年、人口減少や少子化、核家族化の進行やライフスタイルの多様化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が急速に変化する中、国は、2017（平成29）年に、「幼稚園教育・保育要領」を初めて同時に改定し、幼児教育・保育の一層の整合性を図るとともに、小学校教育への円滑な接続をこれまで以上に重視することとしました。

村では、このたび、「未来を切り拓く、心豊かな、たくましい人間の育成」を基本理念とし、今後10年間の指針となる「筑北村 幼児教育・保育推進プラン」を新たに策定いたしました。

本プランは、「自ら考え、なかよくあそぶ、たくましい子」をめざす子ども像として掲げ、具体的な3つの姿「かがやく瞳：自ら遊びをつくり出し、好奇心や探究心いっぱい、瞳をかがやかせ遊ぶ子ども」「たくましい心と体：自ら考えたり、試したりしてやり抜く、心身共にたくましい子ども」「豊かな心：自ら人や自然と関わり、自分も友だちも物も大切に作る、心豊かな子ども」の育成を目指し、6つの基本方針に沿って19の重点施策を位置付け、さまざまな取組を展開することとしております。

関係機関の皆様におかれましては、本プランの趣旨をご理解いただき、連携・協働して本村の未来を担う子どもたちの「生きる力」の基礎をはぐくむとともに、幼児教育・保育の更なる推進のため、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定に当たり、ご尽力いただきました「筑北村幼児期教育・保育推進検討委員会」の委員の皆様をはじめ、関係各位に対し心から感謝申し上げますとともに、村民の皆様には、本プランへのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3（2021）年10月

筑北村長 関川 芳男

目次

I プランの策定に当たって

1 プラン策定の趣旨	1
2 プランの計画期間及び点検・評価	1
3 筑北村幼児教育・保育推進プランの位置付け	2
4 プランの基本方針と施策の体系	3

II 基本的な考え方

1 幼児期の学びの重要性	4
2 VUCA の時代	4
3 SDGs の取り組み	5
4 乳幼児期の教育・保育の動向	5・6
(1) 国の動向 (2) 県の動向 (3) 本村の動向	
5 乳幼児期の教育・保育の基本理念	7
6 めざす子ども像	7~10

III 施策の展開

1 基本方針1 子どもの育ちを豊かにする幼児教育・保育の充実	11~13
【重点施策1】「信州やまほいく」の推進・充実	
【重点施策2】二保育園・異年齢・地域等の様々な人との交流保育の推進	
【重点施策3】「人と関わる力」と「表現する力」を育む保育活動の充実	
2 基本方針2 子どもの育ちを確かにする幼児教育・保育機能の充実	14~16
【重点施策1】実践的指導の向上を図る園内研修の充実	
【重点施策2】園外研修の活用による専門性の向上	
【重点施策3】自己評価・利用者評価・第三者評価を生かした園経営の推進	
3 基本方針3 子どもたちが共に育ちあうインクルーシブ保育の充実	17~19
【重点施策1】配慮が必要な子どもへの支援の充実	
【重点施策2】可能性の芽を生かした個別の支援計画の作成と合理的配慮の充実	
【重点施策3】保育士・加配保育士の専門研修の充実	
4 基本方針4 学びと育ちの連続性を踏まえた住民福祉課・保育園・小学校・中学校の滑らかな接続の推進	20~23
【重点施策1】住民福祉課・保育園・小学校との連携・連絡会の充実	

【重点施策2】学びと育ちをつなぐ「アプローチカリキュラム」「スタートカリキュラム」の作成・推進

【重点施策3】子どもの遊びに合わせた「運動遊び」の推進

【重点施策4】異文化理解につながる「英語とともだち」「英語であそぼう」の推進

5 基本方針5 家庭・地域と連携・協働した幼児教育・保育の充実 …………… 24～26

【重点施策1】子育て支援の充実

【重点施策2】保育園応援団との連携・協働活動の充実

【重点施策3】開かれた園づくり、信頼される園づくりの推進

6 基本方針6 子どもの育ちを支える幼児教育・保育環境の充実 …………… 27～29

【重点施策1】保育士・加配保育士の適正配置と保育体制づくり

【重点施策2】保育環境を充実する計画的な環境整備の推進

【重点施策3】子どもの生命を守る体制づくり

IV 資料編

1 筑北村幼児期教育・保育推進検討委員会設置要綱 ……………	1
2 筑北村幼児期教育・保育推進検討委員会名簿 ……………	2
3 筑北村幼児期教育・保育推進検討委員会審議経過 ……………	3・4
4 筑北村幼児期教育・保育推進検討委員会審議の様子 ……………	5
5 筑北村第二次教育大綱概略 ……………	6
6 筑北村第二次子ども支援プロジェクト ……………	7
7 筑北村幼児教育・子育て支援施設関連図 ……………	8
8 筑北村幼児教育・子育て支援関連計画一覧 ……………	9
9 用語解説（_____※ のついで言葉の解説） ……………	9～14
10 参考資料「10の姿プラス・実践解説書」より ……………	15



I プランの策定に当たって

1 プラン策定の趣旨

日本の教育の理念と原則を定める教育基本法において、「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」とされています。地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努める責務があります。

また、平成29年に告示された幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下「要領・指針」という。）では、それぞれの施設の3歳から5歳にあたる部分の共通化が図られ、どの施設も日本の大切な教育施設として位置づけられました。少子高齢化社会の訪れや共働き世帯の増加など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しつつあります。

そこで、筑北村教育委員会では、平成31年度から「幼児期教育・保育推進検討委員会」を設置し、これからの時代を逞しく生き抜く人を育むため、また、今後の幼児教育推進のために必要な視点や施策の在り方、更には、子どもの発達段階に応じた筑北村ならではの一貫性のある子育て支援・教育を推し進めるための具体的な方向性について、子どもに関わる多くの方の協力を得て検討を深めました。

委員会での審議を通して、生涯にわたる人格形成の基礎を培うと共に、「学びの入口」としても重要な幼児期の教育・保育について、就学期への連続性・一貫性という視点も踏まえながら、筑北村教育の基本理念である「未来を切り拓く 心豊かな たくましい人間の育成」につながる、具体的な基本指針等を立案しました。

これにより、家庭、地域社会、子育て支援センター、保育園、小学校、中学校等の教育・保育施設及び村が、共通認識・共通目標のもとで一丸となって、乳幼児期の教育・保育を推進することができ、その後の学童期・青年期の伸びやかな発達・成長につながる礎を着実に築くことを目指します。そして、「オール筑北」で子どもを育てていくことが、本村の文化として根付き、筑北村が“幼児教育を大切にする村”として発展していくことを願い、本プランを策定しました。

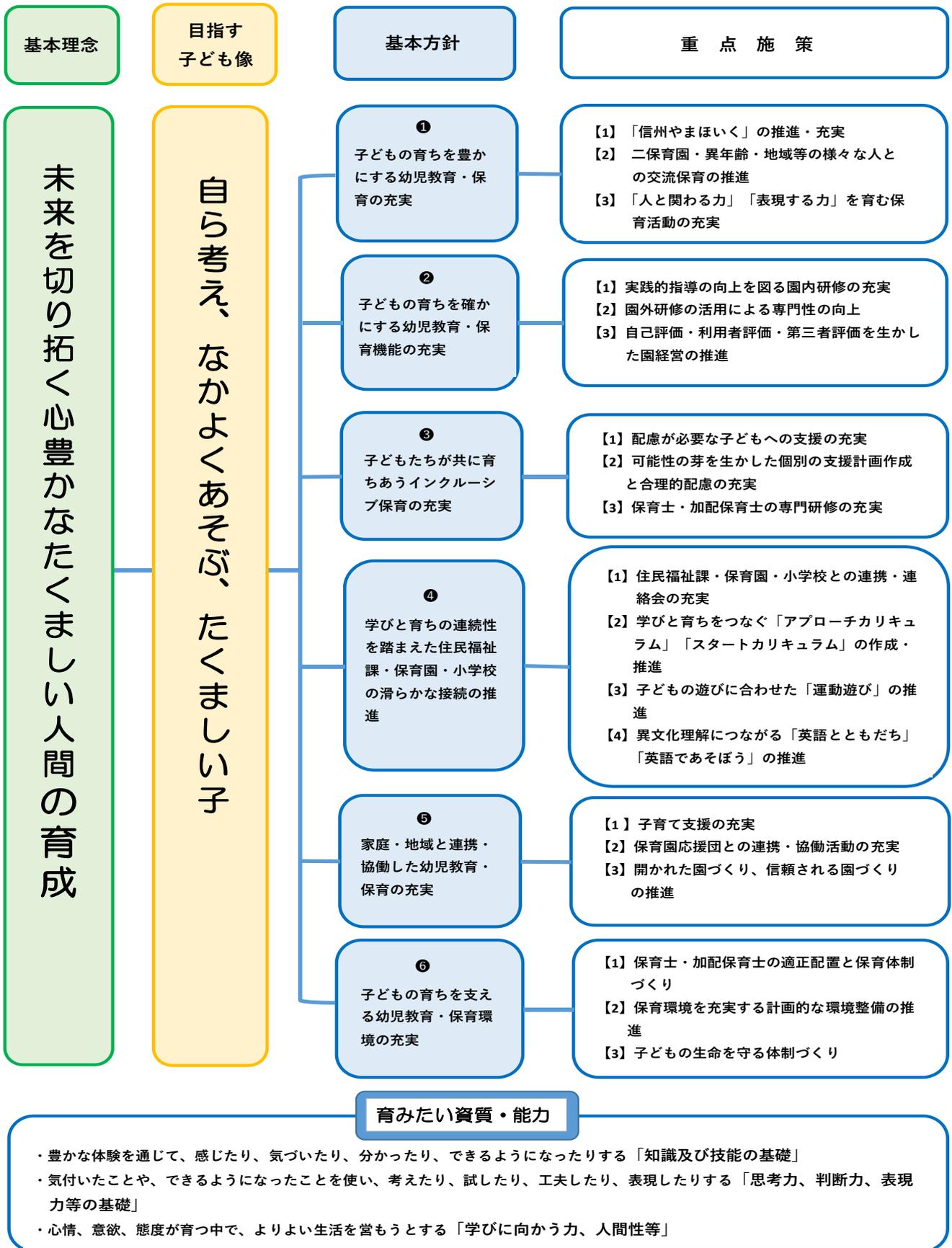
2 プランの計画期間及び点検・評価

本プランは、教育委員会が定める「筑北村教育大綱」「筑北村子ども支援プロジェクト」など、総合的な理念・計画に基づく、幼児教育分野における個別計画です。「筑北村子ども・子育て支援事業」などの関係する他の個別計画との整合性を保ち、関係部局との連携・調整を図ります。

また、要領・指針の期間が概ね10年間であることを踏まえ、本プランの計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。一方で、「筑北村教育大綱」や「筑北村子ども支援プロジェクト」、「筑北村子ども・子育て支援事業」の計画期間が4から5年間であることを踏まえて、5年経過時点でそれまでの取り組み内容などを反映するための改訂を行います。

年度	3	4	5	6	7	8	9	10
乳幼児期の教育・保育の指針	第1期					第2期⇒		
	実践と検証			見直し		実践と検証		
筑北村教育大綱	第二次			第三次⇒				
筑北村子ども支援プロジェクト	第三次					第四次⇒		

4 プランの基本方針と施策の体系



Ⅱ 基本的な考え方

1 幼児期の学びの重要性

2000年にノーベル経済学賞を受賞したジェームズ・J・ヘックマン氏の「ペリー就学前教育プロジェクト」の研究成果は、社会に大きな衝撃を与えました。幼児期に、質の高い教育プログラムを受けたグループと受けなかったグループを、長期にわたり追跡調査したこの研究では、幼児期の学びについて2つの重要な指摘がなされました。

一つ目は、「就学前教育がその後の人生に大きく影響を与える」とした点です。二つ目は、「就学前教育では、知能指数（IQ）に代表される認知能力だけでなく、忍耐力や協調性、計画性といった非認知能力を育むこともより豊かな人生を送る上で重要」とした点です。

本村では、「信州やまほいく」の認定を受け、非認知能力をも育むようにしています。

“非認知能力”

自己肯定感や社会性、忍耐力等の目に見えにくい能力のことです。読み・書き・計算のように学力テストや成績で測られる認知能力と対比されますが、より豊かな人生を送るためには、バランスのとれた非認知能力と認知能力を育むことが必要とされています。

参考資料：The High/Scope Perry Preschool Study Through Age at 40

「幼児教育の経済学／ジェームズ・J・ヘックマン」2015／東洋経済新報社

2 VUCAの時代

VUCA（ブーカ）とは、Volatility（変動性・不安定さ）、Uncertainty（不確実性・不確定さ）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性・不明確さ）という4つの単語の頭文字から取った言葉です。

技術革新やグローバル化の急速な進展、少子高齢化人口減少、地球温暖化と異常気象など変化の激しい予測困難な時代（VUCAの時代）において、子どもたち自身が、自らの人生と、仲間と共に暮らすこの社会をよりよいものとしていく力を育むためには、正解を導く教育から、子どもたちが自ら問いを立て、最適解を探し続けるような教育に転換しなければなりません。そのために、大人が何ができるかをたゆまず考え続ける必要があります。

本村では、予測困難な時代、新しい社会を創造できる力の育成、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を「保・小・中一貫性のある教育」として幼児期から小学校・中学校まで一貫して育成していくことを大切にしています。



- V** Volatility（不安定性）
- U** Uncertainty（不確実性）
- C** Complexity（複雑性）
- A** Ambiguity（あいまい性）

3 SDGsの取り組み

SDGsは、Sustainable Development Goalsの略で、2015年の国連サミットにおいて持続可能な開発目標として採択されたものです。広範な分野にわたって、2030年までの17の開発目標が設定されています。その宣言文の導入部では、SDGsの大切な理念として「誰一人取り残さない」と謳っています。誰もが暮らしやすい社会を実現することが、これからの時代を生きる私たちにとって重要なテーマとなっています。

本村でも、「子育て・教育環境抜群！自給自足できるちょうどいい村」を基本理念に掲げ、「第2期筑北村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、5つの基本目標のもと、村民一人ひとりが筑北村の村民であることに誇りを持ち、幸せに暮らしを実感できる村づくりを目指しています。

本プランに関連する「〈基本目標1〉子育て・教育環境が充実している村づくり」では、目標の3・4・11・12・16・17のSDGsの達成に向けた取り組みを併せて推進しています。



参考資料：国際連合広報センター「ロゴ（日本語版）」

4 乳幼児期の教育・保育の動向

(1) 国の動向

○平成25年6月に、『第2期教育振興基本計画』（文部科学省）が閣議決定され、幼稚園から高校において「生きる力」の確実な育成を目指し、生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え行動する力」などを確実に育てること。幼児期の教育は、子ども・子育て支援法等に基づく新たな制度の構築により、質の高い幼児教育・保育を総合的に提供しよう新たな方向を定める。

○平成27年4月、『子ども・子育て支援新制度』（内閣府・文部科学省・厚生労働省）が施行され、「子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと」「子ども及び保護者が子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うと共に、関係機関との連絡調整その他便宜の提供を行うこと」「多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること」を目指すことを定める。

○平成27年に告示された、『幼稚園教育要領』、『保育所保育指針』、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』（以下「要領・指針」という。）では、それぞれの施設の3歳から5歳にあたる部分の共通化が図られ、どの施設も日本の大切な教育施設として位置づける。

(2) 長野県の動向

○平成25年3月、『第二次長野県教育振興基本計画』を策定。「人への信頼感、思いやりを持ち、自ら人と関わり、集団で元気に遊ぶ子ども」を育て、幼稚園・保育所等と小学校との連携による子ども達の円滑な小学校への接続の確保を目指すことを定める。

- 平成27年3月に、『ながの子ども・子育て応援総合計画』を策定。「子ども一人一人の個性や能力を伸ばす教育の充実」において、「長野県幼児教育振興プログラム」の普及を推進し、幼児教育の充実等を図ると共に、子ども達の発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育所・認定こども園※と小学校との連携の推進等を図ることを定める。
- 平成27年4月、『信州型自然保育認定制度』を開始。豊かな自然環境や地域資源を積極的に活用した様々な体験活動によって、子どもの主体性、創造性、社会性、協調性等が育まれ、子ども達が心身共に健康的に成長することを目指した教育・保育の推進を図るため、自然保育を積極的に取り入れ実践する保育所・幼稚園・認定こども園等を県が認定する制度を定める。

(3) 本村の動向

- 平成19年3月23日に『村民憲章』が定められる。それを基にして平成21年12月3日に『筑北村教育の指針』が策定され、「筑北村教育理念」「筑北村教育の基本方針」等が示される。
- 平成24年4月『筑北村教育の指針』を受けて、『筑北村子ども支援プロジェクト』を策定。筑北村教育の基本方針「生涯にわたって自ら学び続け、社会の変化に柔軟に対応し、新しい時代を主体的にたくましく生きる心身共に健やかな人間の育成」を推進するために、「乳幼児から義務教育終了までの子ども一人一人の育ちに対する一貫性のある支援」として、ねらいとキーワードを「信頼」健やかな子どもの育成、「自立」可能性を秘めている子どもの伸びる力の育成、「生命」子どもの豊かな心の育成とし、10の主な事業項目と30の主な事業内容を定める。
併せて、平成24年度4月、『生涯学習基本計画』を策定し各種事業を推進する。
- 平成28年4月、『筑北村教育大綱』を策定。『筑北村まち・ひと・しごと創生総合戦略』の基本理念「子育て・教育環境抜群！自給自足ができるちょうどいい村」の基本目標の一つ「子育て・教育環境が充実している村づくり」実現のため、筑北村ならではの「一貫性のある子育て支援・教育の推進をはかり、「未来を切り拓く心豊かなたくましい人間の育成」、「生涯にわたって自ら学び続け、社会の変化に柔軟に対応し、新しい時代を主体的にたくましく生きる心身共に健やかな人間の育成」のための教育の在り方を示す。
- 平成29年4月、『筑北村子ども支援プロジェクト』を改訂し、『筑北村第二次子ども支援プロジェクト』を策定。支援の範囲を0歳から18歳までと広げ、子ども一人一人の「育ち」に対する一貫性のある支援をするために、基本目標を新たに「共育」「共生」「自立」と定め、施策の方向性を「自立」社会全体で共に育み、共に学ぶ教育の推進。「共生」多様性を認め、共に生きる社会の実現。「自立」知・徳・体が調和し、社会的に自立した人間の育成とし、10の基本施策と31の主な事業内容を定める。
- 令和2年4月、『筑北村教育大綱』を改訂し、『筑北村第二次教育大綱』を策定。教育施策の基本的方向を「生涯にわたって自ら学び続け、社会の変化に柔軟に対応し、新しい時代を主体的にたくましく生きる心身共に健やかな人間の育成」とし、社会全体で多様性を包摂した知徳体が調和し社会的に自立した人間の育成を目指す。また、『筑北村第二次子ども支援プロジェクト』と同様に、基本目標的方向を「共育」「共生」「自立」とし、0歳から18歳まで一貫した教育を目指す。

5 乳幼児教育・保育の基本理念

本計画は、本村の最上位計画である「第2次筑北村総合計画」の個別計画であり、前期基本重点プロジェクト「筑北村まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図る必要があります。

また、筑北村教育の基本理念は、「筑北村第二次教育大綱」に「未来を切り拓く心豊かなたくましい人間の育成」のように定められています。更に、0歳から18歳までの子ども一人一人の「育ち」に対する一貫性のある支援の実施計画として、「筑北村第二次子ども支援プロジェクト」では、基本目標を「共育：社会全体で共に育み、共に学ぶ教育の推進」、「共生：多様性を認め、共に生きる社会の実現」「自立：知・徳・体が調和し、社会的に自立した人間の育成」とし、グローバルな視野を持ちながら、ローカルに逞しく生きる自立した「筑北ブランド」の18歳を育むための施策が定められています。本プランにおいて、0歳から6歳（就学前）までの乳幼児期の教育・保育の在り方についての基本的な考え方を定めるに当たっては、「筑北村第二次教育大綱」及び「筑北村第二次子ども支援プロジェクト」との整合を図ることが必要です。

そこで、子育て支援センターや保育園等の乳幼児教育・保育施設、家庭、地域との連携・協働のもと、未来を担う子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むと共に、個性を尊重し、創造性を伸ばすことによって、一人一人の可能性を最大限に引き出し、変化の激しい社会をたくましく生きる力を育むことをめざし、基本理念を次のとおりとします。

未来を切り拓く、心豊かな、たくましい人間の育成

6 めざす子ども像

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、すべての子どもたちがその発達に応じた教育・保育を受けることで、心身共に健康で個性豊かな育ちを身につけ、「生きる力」の基礎を育むことが大切です。

「生きる力」とは、変化の激しい社会において、さまざまな人と協調しつつ、自立的に社会生活を送っていくために必要となる、人間としての実践的な力であり、乳幼児期の教育・保育においては、「生きる力」の基礎を育むため、その時期にふさわしい生活や遊びを積み重ねることにより、「育みたい資質・能力」を一体的に育んでいくことが大切です。

本村では、「生きる力」の基礎を3つのキーワード、「かがやく瞳」「たくましい心と体」「豊かな心」とし、「かがやく瞳」では、主体性や好奇心、探究心に満ち、瞳を輝かせて活動している子どもの姿。「たくましい心と体」では、自ら考えて試したり、工夫したりして、物事を最後までやり抜こうとする心身共にたくましい子どもの姿。「豊かな心」では、人々との関わりを喜び、自分も友達も物も大切にし、自己表現する姿。と、具体的な子どもの姿を示した上で、めざす子ども像を次の通りとします。

自ら考え、なかよくあそぶ、たくましい子

かがやく瞳 … 自ら遊びをつくり出し、好奇心や探究心いっぱい、瞳をかがやかせ遊ぶ子ども
 たくましい心と体 … 自ら考えたり、試したりしてやり抜く、心身共にたくましい子ども
 豊かな心 … 自ら人や自然と関わり、自分も友達も物も大切にす、心豊かな子ども

めざす子どもの姿	具体的な子どもの姿
<p>かがやく瞳 自ら遊びをつくり出し、好奇心や探究心いっぱい、瞳をかがやかせ遊ぶ子ども</p>	<p>身近な環境に主体的に関わり、さまざまな活動を楽しむ中で、気付いたり、考えたり、予想したり、工夫したりしながら、粘り強く取り組むことで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。</p> <p>また、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて最後まで工夫してやり遂げるようになる。</p>
<p>たくましい心と体 自ら考えたり、試したりしてやり抜く、心身共にたくましい子ども</p>	<p>自己を十分に発揮して遊びや生活を楽しむ中で、心と体を十分に働かせ、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。</p> <p>また、生活や遊びの中で、疑問を持ったことを解決するために、試行錯誤したり、調べたりしながら、解決に向けて考えたり、やり抜いたりするようになる。</p>
<p>豊かな心 自ら人や自然と関わり、自分も友達も物も大切にする、心豊かな子ども</p>	<p>友達とさまざまな体験を重ねる中で、相手の立場に立って行動するようになると共に、相手の話を関心をもって聞き、言葉による伝え合いや表現する喜びを味わうようになる。</p> <p>また、自然に触れて感動する体験を通して、身近な動植物を命あるものとしていたわり、大切にす気持ちをもって関わるようになる。</p> <p>更に、地域住民と触れ合う中で人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて行動したり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになったりする。</p>

育みたい資質・能力

以下の3つの資質・能力を遊びを通して一体的に育んでいきます。

「知識及び技能の基礎」

豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする。

「思考力、判断力、表現力等の基礎」

気付いたことや、できるようになったことを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする。

「学びに向かう力、人間性等」

心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする。

幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿

保育所保育指針で新たに示されたねらい及び内容に基づいて、各保育施設で、乳幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、教育・保育において育みたい資質・能力が育まれていく。園児の具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」として示している。

- ① 健康な心と体（見通しを持って行動し、健康で安全な生活をつくる力）
自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
- ② 自立心（あきらめずにやり遂げる力）
自分の力でやり遂げる体験を通じて自信をもって行動するようになる。
- ③ 協同性（共通の目的の実現に向けて、工夫し協力してやり遂げる力）
友達と一緒に目的の実現に向けて考えたり協力したりするようになる。
- ④ 道徳性・規範意識の芽生え（気持ちの調整力・折り合いをつける力）
よいことや悪いことが分かり、相手の立場に立って行動するようになる。
- ⑤ 社会生活との関わり（人との関わり・地域への興味関心・情報活用能力）
家族を大切にしたり、身近な人と触れ合ったりして地域に親しみをもつようになる。
遊びや生活に必要な情報を役立てて活動したり、公共施設を利用したりして、社会とのつながりを意識するようになる。
- ⑥ 思考力の芽生え（新しい考えやより良い考えを生み出す力）
身近な事象から物の性質などを感じ取ったり、予想したりして、多様な関わりを楽しむようになる。
- ⑦ 自然と関わり・生命尊重（好奇心・探究心・言葉で表現する力）
自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。生命の不思議さなどに気づき、動植物を大切にようになる。
- ⑧ 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚（数量や図形、標識や文字を活用する力）
遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しんだりして、興味や関心、感覚をもつようになる。
- ⑨ 言葉による伝え合い（言葉で伝え合う力）
経験したことなどを言葉で伝えたり、話を聞いたりして、伝え合いを楽しむようになる。
- ⑩ 豊かな感性と表現（楽しみながら表現する意欲）
心を動かす出来事に触れ、感じたことを表現して、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

※これらは到達目標ではなく、一人一人の発達に応じて育てていきます。

筑北村のめざす子ども像

かがやく瞳

自ら遊びをつくり出し、好奇心や探究心いっぱい、瞳をかがやかせる遊ぶ子ども



たくましい心と体

自ら考えたり、試したりしてやり抜く、心身共にたくましい子ども

豊かな心

自ら人や自然と関わり、自分も友達も物も大切にする心豊かな子ども

幼児期の終わりまでに育て欲しい10の姿

- ① 健康な心と体
- ② 自立心
- ③ 協同性
- ④ 道徳性・規範意識の芽生え
- ⑤ 社会生活との関わり
- ⑥ 思考力の芽生え
- ⑦ 自然と関わり・生命尊重
- ⑧ 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
- ⑨ 言葉による伝え合い
- ⑩ 豊かな感性と表現

保育園で、乳幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、教育・保育において育みたい資質・能力が育まれていく。園児の具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育て欲しい10の姿」として示している。

Ⅲ 施策の展開

基本方針 1

子どもの育ちを豊かにする幼児教育・保育の充実

乳幼児期の子どもは、充実した生活や遊びを通して成長していきます。幼児教育・保育施設※は、子どもが身近な環境に主体的に関わり、考えたり、試したり、挑戦したりして、友達と様々な体験を重ねる中で、自分も友達も大切に、自己表現する力、心や体を十分に働かせて自らが健康で安全な生活をつくり出そうとする力など「生きる力」の基礎を育む幼児期の教育・保育の充実を図るよう国から示されました。

重点施策 1	「信州やまほいく」の推進・充実
現状及び課題	<p>メディアの多様化やゲームの普及により、子どもたちは一方的に情報を受け取ることが多くなっており、自然豊かな本村でも、自然体験や地域社会での体験活動が少なくなっています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、地域で群れて遊ぶことが減少することにより、コミュニケーション力の低下につながるものが危惧されます。</p> <p>本村は以上児の保育園利用がほぼ100%となっていることを考えると、「生きる力」の基礎を育むためには、保育園での幼児教育・保育の充実が大切となります。</p>
現在の取り組み	<p>保育園に於いては、地域の協力を得た米作りや野菜づくり、園内での小動物の飼育、どろんこ遊び、自然物を使った制作活動等、園内外の環境の活用による保育活動を大切にしています。</p> <p>筑北村では、長野県が進めている「信州やまほいく※（信州型自然保育）認定制度」の認定を受けて、地域と共に豊かな自然環境を活用した「子どもがまんなかの保育」に取り組んでいます。</p>
目指す内容	<p>「子どもたちの育ち方は一人一人多様であること」や「自ら学び成長しようとする力があること」を大切に、村の豊かな自然環境と多様で温かな地域の人材資源を活用して、屋外を中心とする様々な体験活動を積極的に取り入れた保育・幼児教育を推進し、自発的な遊びを通して、子どもたちの「人生の根っこ」を育て、「生きる力」を育みます。</p>

重点施策 2	二保育園・異年齢・地域等の様々な人との交流保育の推進
現状及び課題	<p>本村には保育園が2園あり、それぞれ豊かな自然環境の中にあります。2園の特色を大切にしながら、2園の環境を活かした交流保育を行っています。その中で、同世代の友達との交流保育と異年齢の友達との交流保育のどちらも大切にしています。</p> <p>また、子どもたちの育ちを地域で見守って頂くこと、多くの地域の方々</p>

	<p>が保育活動に参加して頂くこと、子どもを共に育てていくために、遊び中心に行われる幼児教育とその意義について、家庭や地域の人々の理解を図っていくことが必要になっています。</p>
現在の取り組み	<p>2園の保育環境を活かした、2園の交流保育は、主として同年齢の子どもとの交流保育を行っています。また、日々の自由遊びでは、異年齢の子どもとの交流保育を大切にしています。</p> <p>その際、家庭や地域の様々な機関及び応援団の協力を得て、地域の自然、外国人等を含む地域の人材、行事、施設等の地域資源を積極的に活用し、豊かな生活体験ができるように、保育内容の充実を図っています。</p> <p>また、子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう保育計画を立てて保育を行っています。</p>
目指す内容	<p>2園の交流保育を進めるために、2園の枠を越えて職員同士が交流し、互いの園の特色や教育・保育目標、地域の様子等について情報を共有し、相互理解を深めることで、連携の推進を図り、2園で協力して質の高い幼児教育の実現を目指します。</p> <p>地域とも連携しながら、村内の豊かな自然環境を活かし、多様な人々と関わり合っ、伝統行事や自然体験等を通して、子どもの育ちや子育てを支えます。</p> <p>また、小学校、中学校の応援団とも連携し、自発的な遊びを通して、子どもたちの「人生の根っこ」を育て、「生きる力」を育みます。</p>

重点施策 3	「人と関わる力」と「表現する力」を育む保育活動の充実
現状及び課題	<p>人口減少による子どもの数の減少とメディアゲーム等の発達により、家庭や地域で子どもが様々な人と関わる機会が減少し、人や社会と関わる力を育む環境が希薄になりつつあります。</p> <p>保育園では、様々な人と関わる中で、子どもたちが、主体的に遊びに取り組み、友達と対話をしながら遊びを深めていけるような力を育てていくことが必要です。</p>
現在の取り組み	<p>2017年3月に保育所保育指針が改訂されたことに伴い、自分たちの保育を見直し、園を取り巻く豊かな自然と温かな地域の人々との関わりを大切にしながら、子どもの姿から研究テーマを設定して研究を進めてきました。</p> <p>また、子ども一人一人の生活経験や発達、興味関心や意欲に応じ、環境を整えたり、気持ちに寄り添った声かけをしたりすることによって、子どもたちは自ら表現する喜びや意欲を高めていくことが分かってきました。</p> <p>そこで、「幼児期の終わりまでに育てたい10の姿」の中の、特に「協働性」と「言葉による伝え合い」を日々の保育の中で育てていくことが、2園の子どもたちには大切であると考え、「人と関わる力」と「表現する力」を</p>

	重点に研究保育を進めています。
目指す内容	<p>園を取り巻く豊かな自然と温かな地域の人々との関わりを大切にしながら、交流保育を進めていくなかで、子ども一人一人の発達や興味関心を大切に、言葉の発達や内面の発達を十分理解し、子どものまなざしの向こうにあるものを見極められるように研究保育を進めていきます。</p> <p>保育士も「協働性」と「言葉による伝え合い」を大切に、常に子どもの姿を共有して保育し、子どもたちに「人と関わる力」と「表現する力」を育てていきます。</p>



落ち葉のおふとん、あったかいね。



みんなで、うんとこしょーどっこしょー!!



だいじょうぶ、こわくないよ!



寒くたって、へっちゃらだい!

基本方針 2

子どもの育ちを確かにする幼児教育・保育機能の充実

保育所保育指針には、「保育所は、質の高い保育を展開するため、絶えず一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならない。」と示されています。

保育士は、保育に携わる者としての責任感や使命感、深い乳幼児理解を基盤とし、子ども一人一人の「生きる力」を育むために、遊びや生活を子どもと共に創造し、互いに協力して総合的な指導を展開する力や子育てを支える多様な保育ニーズに対応する力を養い、人間性豊かな保育士を目指すことが必要です。

そのため、幼児教育・保育施設に於いては、職場研修の3つの形態（職場内研修※・職場外研修※・自己啓発研修※）を理解し、研修計画を作成する必要があります。村としても、キャリアステージごとの研修体系づくりが必要です。

また、保育所保育指針では、自己評価※の項目に沿って日々の保育や保育環境を見直すことや利用者評価※・第三者評価※も生かした、開かれた保育園経営を進めるよう示されています。

重点施策 1	実践的指導の向上を図る園内研修の充実
現状及び課題	<p>保育園に於いては、子どもの発達等に対する理解を深め、保育の専門性を高めることで、園児一人一人の発達の課題や教育的ニーズに対応し、よりきめ細かな指導が行えるよう、園内研修の充実を図ることが必要です。</p> <p>実践的指導力の向上を図るためには、保育実践後の振り返りのプロセスを重視し、明日の保育の工夫・改善につなげるなど、職員間での主体的な学び合いにより、知識及び技能の向上を図ると共に、教育・保育の専門的な知見や豊富な実践経験をもつ外部の人材を活用するなど、園内研修の質を高めていくよう努力しています。</p> <p>保育ニーズが多様化し、特に家庭支援に関わる時間が増加していることに伴い、効果的な園内研修を行うためには、園長のリーダーシップのもと、組織的かつ計画的な研修の機会を設け、研修内容の充実を図ると共に、研修時間を確保するための工夫が必要です。園内研修を通じて園の課題等を職員で共有し、園経営の充実に努めることが、今後ますます必要となっていきます。</p>
現在の取り組み	<p>日々の保育活動が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大事なものであることをすべての職員が認識し、その職責を果たすために専門性の向上と保育の質の向上を図るため、日々の研鑽に努めています。</p> <p>園では特に、日々の保育を大切に、保育士すべての考えが尊重される、対話を重視した実践研究を進めています。</p> <p>園長のリーダーシップのもと、園独自に外部講師を招いての研修を、テーマを決めて2園それぞれの研修計画に沿って実践しています。</p>
目指す内容	園長は、園の現状や課題を職員間で共有すると共に、園の保育課題に基づ

	<p>くテーマに即した講師等（県保育専門相談員や短大の教授等）を招いたり、保育関係資料（「子どもを中心に保育の実践を考える～保育所保育指針に基づく保育の質向上に向けた実践事例集～」実践事例集※等）を活用したりして、研修内容や方法を工夫することにより、保育士の専門性を高め、実践的指導力の向上を図るよう努めていきます。</p> <p>保育士は、日々の保育実践を踏まえた自己評価を行い、自らの課題を把握すると共に、他の保育士の考えや助言を受け、創意工夫をくり返しながら実践的指導力を高めていきます。</p> <p>また、人権感覚や倫理観を磨き、豊かな人間性を養うと共に、保育の改善に生かすなど、自ら学び続けていきます。</p> <p>村は、園長をはじめ保育士の資質向上に関わる研修や評価を推進していく体制づくりを進めていきます。</p>
--	--

重点施策 2	園外研修の活用による専門性の向上
現状及び課題	<p>保育の質※の向上のため、職歴や経験年数に応じた園外研修や他の幼児教育・保育施設の研究発表会等に参加し、幼児教育・保育の専門家としての確かな力量を高めていくことが求められています。</p> <p>研修に参加した保育士が、研修で学んだ内容を保育士間で情報共有できるような報告会等を持つことも大切です。</p> <p>園長は、保育士が資質の向上のため、職歴に応じた内容の研修に積極的に参加できるよう職場環境の確保に努めることが求められています。</p> <p>キャリアステージに応じて、保育協会や園独自に研修を計画・実施していますが、必要な研修を体系化する必要があります。保育園に於いては保育時間が長いことから、研修時間の確保や研修時の代替保育士の確保が必要となります。</p> <p>また、近年は、リモートによる研修も増えていることから、保育園のICT環境を整える必要があります。</p>
現在の取り組み	<p>県主催の研修が年2回、郡の主催の研修が年1回開かれています。信州幼児教育支援センター※では、幼稚園・保育所・認定こども園の職員を対象とした全体研修を開催しています。また、北部3村（麻績村・生坂村・筑北村）で年4回年代別の実践保育研修を行っています。</p> <p>また、「保育士の研修体系（全国 保育士会作成）」を参考に信州幼児教育支援センターのキャリア研修にも参加し、キャリアアップを図っています。</p>
目指す内容	<p>信州幼児教育支援センターのフィールド研修を活用する等、職能に応じた専門性と長野県の地域特性に応じた保育の質の向上を目指す研修に参加するなど、研修の機会の確保と充実を図ります。</p> <p>また、職員のキャリアパス※等を見据えた計画的な研修ができるように、</p>

	<p>信州幼児教育支援センターのキャリア研修等を活用していきます。</p> <p>園外研修に参加した職員の園内での研修報告会等を通し、研修の内容を自園の保育士と共有できるよう報告体制の強化に努めます。</p> <p>職員の職歴や経験年数に応じた研修内容や受講回数等を明確にして、体系的計画的な研修機会を確保すると共に、園内外の様々な研修によって得た知識や技術を用いて、指導力の向上を図れるよう実践研究を重ねると共に、園の実践研究体制を整えていきます。</p>
--	---

重点施策 3	自己評価・利用者評価・第三者評価を生かした園経営の推進
現状及び課題	<p>保護者や地域の方の意見やアンケート、第三者評価等から園経営の課題を把握し、園全体で課題を共有していくことが大切です。また、園の保育の課題の解決に向け、国の評価もガイドライン等に示されている内容を理解し、園経営の充実に向けた自己評価に取り組むことが必要です。</p> <p>また、安全点検や行事の反省等、日々の保育を実施する中で、国で示す自己評価項目が全て評価できるようにし、その評価結果から課題を踏まえて施設の改修や保育の質の向上に活かしていくことが必要です。</p> <p>保育を通して子どもが変容する姿を捉え、自らの保育実践を振り返る自己評価を積極的に行うことが、園全体の保育の質の向上に有効であることを認識すると共に、乳幼児期の保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切なものであることを全ての保育士が認識し、その職責を果たすために、自らの保育実践を振り返る自己評価を行い、専門性の向上に努めていくことが大切です。</p>
現在の取り組み	<p>自己評価・利用者評価に取り組んでいますが、まだ始めたばかりで、評価結果を十分に園経営に生かすまでには至っていません。</p> <p>第三者評価※は、松本短期大学の教授や他市町村での園長経験者等を委員に年3回実施しています。</p> <p>子育て支援センター※では、行事ごとに評価を頂くと共に、利用者のニーズをアンケートによって掘り起こし、「子ども・子育て支援事業」に生かしています。</p>
目指す内容	<p>「保育園における自己評価ガイドライン」及び、その活用をサポートするハンドブック等を活用し、自己評価・利用者評価を行います。</p> <p>各評価から、子育て支援センターや保育園が抱える課題を洗い出し、それを踏まえて、村の制度や施設の見直しを進め、保育の質の向上を目指していきます。</p> <p>また、第三者評価委員会に自己評価や利用者評価の結果を報告し、保育や施設の課題についてご意見を頂き、保育の質の向上を目指していきます。</p>

基本方針 3

子どもたちが共に育ちあうインクルーシブ保育の充実

幼児教育・保育施設は、障害のある子どもや医療的ケアが必要な子ども、日本語を母語としない子どもや日本語の習得に困難のある子どもなどが安心して自己を発揮できるよう、一人一人の実態に合わせた教育的ニーズや発達の課題を的確に把握することが大切です。

また、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど、適切な対応を図るよう、様々な専門的な機関と連携を図りながら、子どもの心の理解を基盤とした、特性に応じた専門的な支援を行うことが大切です。そのために、専門的知識を身に付ける研修も必要になります。

個に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりの両面を大事にしながら、友達と共に育ちあうインクルーシブ保育※を実現することが大切です。

また、よりきめ細かな相談体制を整えることで、保護者への支援に努めることも大切です。

重点施策 1	配慮が必要な子どもへの支援の充実
現状及び課題	<p>子ども一人一人の状況に合わせた、きめ細かな保育が必要になっています。配慮を必要とする子どもの心を理解して、その子らしさを大切にしたい保育のできる加配の保育士を確保することが難しい状況にあります。</p> <p>また、乳幼児健診での早期発見、早期支援につなげるよう、相談体制の強化が必要となっています。支援の途切れがないように、保育園との連携が更に必要です。</p> <p>村は近年、日本語を母語としない子どもをはじめ、様々な文化を背景にもつ子どもが増えています。保育士等はそれぞれの文化の多様性を尊重し、多文化共生の保育を進めていくことが必要です。</p>
現在の取り組み	<p>子育て支援センターでは、入園前に「すくすくあそびの教室」を開催し、子どもの発達を促す遊びを行ったり、一人一人の発達の個性に応じた子育てや子どもへの関わりが出来るよう親支援を行ったりしています。</p> <p>保育園では、日本語を母語としない子ども、医療的ケアが必要な子ども、食物アレルギーの子ども等、配慮を必要とする子どもの保育を各園の努力で実践しています。</p> <p>こどもサポートセンター※では、専門家チームによる「巡回保育・教育相談」の園訪問による個別の指導計画へのアドバイスや保育のアドバイス、更には、支援会議による関係機関との連携に取り組んでいます。</p> <p>また、保育支援委員会と連携して、クラス等における個別の支援を担当する保育士の配置や保育の内容についても協議しています。</p>
目指す内容	<p>様々な配慮の必要な子どもへの支援については、医療福祉の専門家からのアドバイスや特別支援学校のセンター的機能の活用等を基に、多様性を認め合う集団づくり、子どもの状態に合わせた必要な支援を計画的に行うと共に、配慮の必要な子どもへの支援を園全体で共有し、子どもたちが共</p>

	<p>に学び合う保育をします。</p> <p>また、こどもサポートセンターや子育て支援センターなどの関係機関との連携の強化を更に進め、一人一人の状況に合わせた、きめ細かな保育ができるように研修の機会も設けます。</p> <p>村は、配慮の必要な子どもへの支援について、関係機関との連携を図り、子育て支援センターや保育園を支援すると共に、家庭との「共育」を合言葉に、子どもの育ちを家庭と共有し、子どもの育ちを支え合える関係づくりを進めます。</p>
--	---

重点施策 2	可能性の芽を生かした個別の支援計画の作成と合理的配慮の充実
現状及び課題	<p>子どもの心の理解を基盤とした、特性に対する理解を深め、子どもが持てる能力を最大限発達させるような保育支援を十分行えるよう、個別の支援計画を立てて保育していくことが大切です。</p> <p>また、教育相談を行う、支援会議を開くなどして、保育園で合理的配慮をしていくと共に、家庭の理解を図っていくことも必要です。</p> <p>子育て支援センターや保育園は、家庭への子育て支援を行うと共に、将来を見通した子育てができるように、また、就学に関する不安に対しても保護者に寄り添い支援していくことが今まで以上に必要です。</p>
現在の取り組み	<p>保育支援委員会に於いて、インクルーシブ保育を行う上で必要な人的配置や保育の支援について協議し、それに基づき保育士を配置し、個別の指導計画を立てて保育しています。</p> <p>子どもが持てる能力を最大限発達できるような保育支援ができるよう、また、多様性を認め合う集団づくり、集団の中で共に育っていくための合理的配慮を行っています。</p> <p>子育て支援センターでは、「個別の支援計画」を立案し、健診後の「フォローアップ教室」や「すくすくあそびの教室」で親子の関り方を含め支援しています。</p>
目指す内容	<p>全ての子どもが持てる能力を最大限発達させ、集団の中で活躍できるように、保育士を配置したり、設備の整備を進めたりします。</p> <p>また、個別の保育支援計画を立てて、指導計画に対応した柔軟な保育を行うと共に、多様性を認め合う集団づくり、集団の中で共に育っていくための合理的配慮を行っていきます。</p> <p>就学に際しては、保護者の意向を丁寧に受け止めつつ、小学校や特別支援学校等、就学先との連携を図っていきます。</p> <p>また、他の子どもや保護者に対しても、子育て支援センターや保育園としての取り組みについて丁寧に説明すると共に、必要に応じて障害に対する正しい受け止めができるように子育て支援を行っていきます。</p>

重点施策 3	保育士・加配保育士の専門研修の充実
現状及び課題	<p>インクルーシブ保育を実践するには、それぞれの個性に対する十分な理解や適切な支援が不可欠です。様々な特性に応じた支援方法を学んだり、幅広いスキルを習得するための講習を受けたりすることが必要となっています。</p> <p>また、配慮の必要な子どもを支援する園の体制をどう構築するか、専門家からのアドバイスを受けながら、担任と加配保育士が連携して支援の方向について話し合い、自立に向けた支援を長期的なビジョンをもって保育を行うことが必要となっています。</p> <p>全ての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に育ち合うインクルーシブ保育をどう実践するか、配慮の必要な子どもへの個別対応を充実させるだけでなく、配慮の必要な子どもも含めた全ての子どもが、多様性を認め合う集団の中で共に育ち合うインクルーシブ保育について、更に研修を積んでいく必要があります。</p>
現在の取り組み	<p>子どもの心の理解を基盤とした、特性の理解や支援についても「巡回保育・教育相談※」や「特別支援教育指導員のアドバイス」を受けて保育をしています。</p> <p>子どもだけでなく保護者を含む家庭への支援に関する計画や記録を個別に作成するなど、適切な対応を図るために「個別の支援計画」を作成して、家庭と共有して保育を行なえるように進めています。</p> <p>多様性認め合う集団づくりについては、講師を招いて園内研修を進めています。</p>
目指す内容	<p>インクルーシブ保育を実践するには、それぞれの個性に対する十分な理解や適切な支援が不可欠です。様々な特性に対する理解を深めたり、支援の方法を学んだり幅広いスキルを習得するための研修を行います。</p> <p>また、インクルーシブ保育推進のために、子ども同士の関わり方や保護者への対応方法など、新たな知識を習得するための研修と共に、多様性認め合う集団づくりについても研修を進めます。</p>



ALT・JET と「英語とともだち」



中学生とジャガイモ掘り

基本方針 4

学びと育ちの連続性を踏まえた住民福祉課・保育園・小学校の滑らかな接続の推進

幼児期に於いて、育む資質・能力を踏まえ、住民福祉課から保育園、保育園から小学校教育へ、その移行が円滑に行われるよう、住民福祉課・保育園・小学校・中学校の教職員の情報共有や意見交換や合同研修の機会を設けることが必要です。

また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を保育園と小学校で共有しつつ、子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や保育内容、指導方法について相互理解を深めることが大切です。そのために、「アプローチカリキュラム※」や「スタートカリキュラム※」を作成することが必要です。

重点施策 1	住民福祉課・保育園・小学校との連携・連絡会の充実
現状及び課題	<p>子どもたちのこれまでの生活や一人一人の発達のペースは一人一人違いがあります。また、学びについては日々の積み重ねの中で培われてきたものです。これらの連続性を踏まえて、住民福祉課から保育園、保育園から小学校教育への円滑な接続※に向け、保育を行う必要があります。</p> <p>保・小※の連携※が、単なる交流にとどまらない、意見交換や合同研究の機会を設けるなど、お互いの教育・保育の内容の理解や情報交換を行い、子どもたちが安心して小学校生活を始められるように、子ども一人一人の育ちを引継ぎ、教育活動に活かしていくことを始めています。</p> <p>保育園から小学校に円滑に移行していくための「アプローチカリキュラム」や「スタートカリキュラム」の作成はこれからです。</p>
現在の取り組み	<p>住民福祉課に於いては、妊娠・出産・子育て期に母子に関わる切れ目のない支援に必要な情報等を入園前に保育園と引継ぎを行い、適正な保育と保護者支援につながるよう努めています。</p> <p>また、支援の必要な家庭については、<u>子育て世代包括支援センター「おひさま」</u>※や子育て支援センターに於いて、個別に支援を行い、保育園でも継続支援できるよう努めています。</p> <p>保育園に於いては、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにしています。</p> <p>また、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなどの連携を始めました。幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るために、子どもの育ちを支えるための資料を保育園から小学校へ送付しています。</p>
目指す内容	<p>住民福祉課に於いては、入園後も健診や保育支援委員会、子ども連絡会等通じて保育園での様子を共有し、村の子どもへの健やかな育ちと保護者の子育てへの支援に努めます。</p>

	<p>保育園の入園に当たっては、できるだけ個別に対応し、子どもが安心感を持って、保育園の生活になじんでいくようにするために、家庭だけでなく、住民福祉課とも引継ぎを丁寧にします。</p> <p>また、保育に於いて育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、保育園と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めます。</p>
--	---

重点施策 2	学びと育ちをつなぐ「アプローチカリキュラム」や「スタートカリキュラム」の作成・推進
現状及び課題	<p>特に4歳児、5歳児は小学校教育のカリキュラムにつながる活動の工夫を図り、園児と児童との交流の機会を設けるなど、子どもたちの成長を支援することが必要です。</p> <p>保育園と小学校は保・小連絡会を行ってきましたが、お互いに公開保育、公開授業に取り組んだり、生活や発達の連続性や遊びや学びの連続性を意識した保育や教育を行なったりすることが少なく、年長担任や1年担任に任されており、その時の担任の指導計画に留まっています。保育園として、また、小学校として、保・小の接続を考えた、「アプローチカリキュラム」や「スタートカリキュラム」の作成が必要となっています。</p>
現在の取り組み	<p>現在、保・小連絡会を年3回、1日入学・就学時健康診断を行っています。また、保育園と小学校の交流を年間計画に位置付け、遊びや学びの連続性を大切にしています。</p> <p>また、子どもの育ちをもとに互いの保育や教育を理解し、見直す場として公開保育や公開授業をお互いに参観し、保育や教育の支援に関する共通認識を保育園と小学校双方が持てるよう取り組みを始めました。</p>
目指す内容	<p>保育園と小学校の接続が滑らかに行えるようなシステムを、村として整備していきます。そのために、保育園と小学校が連携して、「アプローチカリキュラム」や「スタートカリキュラム」を作成し、それを活かした保育や教育を子どもの育ちに合わせて行っていきます。</p> <p>保育園では、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う保育をします。</p> <p>小学校では、入学した子どもが、保育園での遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくことができるようにし、いわゆる小1プロブレムなどの予防のための教育をします。</p>
重点施策 3	子どもの遊びに合わせた「運動遊び」の推進

現状及び課題	<p>子どもの数の減少や地域における人間関係の希薄化などの社会環境の変化により、家庭に於いて室内遊びが主流となってきているため、体を動かす機会が減少し、子どもの体力・運動能力の低下が懸念されています。小・中学校で行われる「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」の結果も全国平均よりもやや低い結果となっています。また、学年が進むにつれて個人差が大きくなっています。</p> <p>このことから、幼児期に於いて動ける体づくりや体を動かして遊ぶことが好きな子どもを育てていくことが必要です。</p> <p>また、日常生活の中で、地域における集団遊びが減少していることから、コミュニケーション能力の低下が心配されます。</p>
現在の取り組み	<p>「スポーツで村を元気に」の取り組みに沿って、子育て支援センター、保育園に於いては、運動保育士の専門指導を受け、子どもたちに運動する習慣を身に付けられるようにして、「動ける体づくり」と「体力向上」に取り組んでいます。</p> <p>保育園では運動保育士の資格を取得し、「運動プログラム」を保育士も学びながら、日々の保育の中で、体を十分動かす「運動遊び」に取り組めるようにしています。</p>
目指す内容	<p>筑北スポーツクラブ等の団体の協力も得て、運動や集団遊びを繰り返し体験することで、体を動かすことを好きになり、自ら体を動かし楽しく遊ぶ子どもを育成します。</p> <p>保育園に於いては、自然の中での積極的な集団遊びを通して、体力の向上に加え、判断力・抑制力・コミュニケーション力を育成します。</p> <p>また、家庭に帰ってからも体を動かす遊びができるよう、保護者に遊びを紹介し、子どもと一緒に体を動かすことで、その大切さや楽しさを伝えていきます。</p>

重点施策 4	異文化理解につながる「英語とともにだち」「英語であそぼう」の推進
現状及び課題	<p>社会全体にグローバル化、英語のスタンダード化が推し進められようとしています。21世紀に於いて英語は国際的共通語であり、求められるコミュニケーション能力の一つとなりつつあります。グローバル化、IT化社会の中、国を超えて知識や情報を入手・理解し、さらに発信・対話するために英語が必須となっていくと思われます。</p> <p>本村にも外国人が増えてきていますが、外国人と接する機会が他の地域と比べて少なく、英語を耳にする機会も少ないのが現状です。</p> <p>幼児期の英語活動では、「聞く」「話す」を中心に外国語に慣れ親しませる活動を通じて、言語や文化について体験的に理解を深めると共に、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、コミュニケーシ</p>

	<p>ヨン能力の素地を養うことを目標に、様々な活動を行うことが必要です。</p>
<p>現在の取り組み</p>	<p>村では幼児期から英語に親しむことができるよう、「英語とともだち」「英語であそぼう」として、子育て支援センターや保育園に村のJETやALTを派遣し、ハロウィンやクリスマス行事を一緒に行ったり、英語の絵本の読み聞かせやゲームなどをしたりして、自然な形で英語が耳に入るようにしています。</p> <p>保育園では、更に、自由遊びや給食といった生活を共にすることで、自然に英語と親しめる環境を用意しています。</p>
<p>目指す内容</p>	<p>早期から英語に親しむメリット・デメリット、保育の連続性を考えて、「英語とともだち」「英語であそぼう」の在り方を「筑北村外国語活動連絡会」で、保小中で連携して研究し、小学校の外国語活動につなげていきます。</p> <p>また、村内に外国人が増えている現状から、外国籍や異文化を持つ子どもから、自国の遊びや習慣を教えてもらうなど、子どもが異なる文化に触れる機会を通して、お互いを認め合う心を育てていきます。</p> <p>村内の外国人との交流する機会を増やし、様々な国の方と交流することで、子どもたちが自然に異文化を理解できるように、子どもの個人差、異文化に配慮した教育・保育を地域や家庭と共に進めていきます。</p>

保育園と小学校の交流（1日入学）



入学して来るのを待っています。

学校のこと、もっと知りたいな！
説明をよく聞こう。

基本方針 5

家庭・地域と連携・協働した幼児教育・保育の充実

子育て支援センターと家庭、保育園と家庭、そして、地域が一体となって子どもを育てていくために、子どものよさを地域で認め合い、子どもの自己肯定感が高まるよう、子どもをまんやかにして、「オール筑北」（家庭及び地域社会と連携・協働して保育が展開されること）で子育てをする村づくりを進めていくことが必要です。

子どもと共に遊び、話し合い、協力し合える家庭と、それを見守り、支える地域。村は、地域の子育て家庭を積極的に支援するため、親子の遊び場や保護者同士の交流の場を提供すると共に、子育てに関する相談を受け付け、必要に応じて関係機関と保護者をつなぐことが大切です。

保育園における子育て支援は、全ての子どもの健やかな育ちを実現できるよう、子どもの育ちを家庭や地域と連携して支援していくと共に、保護者及び地域の子育てを實踐できる力を向上させることが必要です。

重点施策 1	子育て支援の充実
現状及び課題	<p>保育士等が保護者の不安や悩みに寄り添い、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを共感し合うことによって、保護者は子育てへの意欲や自信を膨らませることができます。特に、子育てに不安を感じている保護者が子育てに自信を持ち、子育てを楽しんでいることができるよう、子育て支援センターや保育園による保護者への働きかけや安心できる子育て環境づくりを進めています。また十分とはいえません。</p> <p>保育及び子育てに関する知識や技術など、保育士等の専門性や子どもが常に存在する環境など、子育て支援センターや保育園の特性を生かし、保護者の多様化した保育の需要に応じ、保護者の就労と子育ての両立等を支援する施策を更に考えることが必要です。</p> <p>また、子どもの福祉が尊重されるよう努め、子どもの生活と発達の連続性を考慮すると共に、子どもに発達上の課題が見られる場合には、関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行っていかれるようにしていくことが必要です。</p>
現在の取り組み	<p>子育て支援センターは、子育て世代包括支援センターとしての機能も併せもっています。「第2次筑北村子ども・子育て支援事業計画」を作成し、子育て支援に取り組んでいます。</p> <p>また、子育てをしている全世帯に「おひさま・すこやかカレンダー」や「おひさま子育てブック」を配布し、子育て支援センターの利用を勧めています。</p> <p>保育園では、「ランドデザイン」・「年間行事予定表」・「園だより」・「クラスだより」等を全家庭に配布し、園全体の様子が分かるようにすると共に、子育てのヒントを得られるようにしています。</p> <p>また、参観日には保護者が気軽に「保育相談」ができるように声かけを</p>

	しています。
目指す内容	<p>保護者が子育てを自ら実践する力の向上に寄与する取り組みとして、保育活動に対する保護者の積極的な参加を促したり、日本語を母語としない子どもの家庭など特別なニーズを有する家庭への個別的な支援を行ったり、保護者が子どもの成長に気付き、子育ての喜びを感じられるように施策を講じます。</p> <p>また、地域の保護者等に対する子育て支援について、関係機関等との連携や協働、要保護児童への対応等と共に、専門性を生かした子育て支援を行うと共に、親同士がつながりをもてるように、日常の保育の中で配慮をするなど、「筑北村第2次子ども子育て支援事業計画」に基づいて、地域に開かれた子育て支援を行います。</p>

重点施策 2	保育園応援団との連携・協働活動の充実
現状及び課題	<p>保育園では、地域の方々と共に保育を推進していますが、日常の保育に関わって頂くというよりは、行事に関わって頂くことが多く、共に保育をしていく、共に子育てをしていくまでには至っていません。</p> <p>子どもたちのために力を尽くしたいという、地域の皆さんの熱い思いに支えられて応援団が活動していますが、事前の打ち合わせの時間を確保することが難しく、保育のねらいを共有していくことが課題になっています。</p> <p>また、コミュニティースクールを推進していることから、保育園・小学校・中学校を通して、それぞれの応援団が連携して、村民の中心となって子育てや保育・教育にどうかかわっていくか考える仕組みづくりや地域の関係機関等と連携及び協働で取り組む「オール筑北」の子育て体制づくりを進めることが急務です。</p>
現在の取り組み	<p>保育園では2園一緒に保育園応援団を結成しており、年3回会議を開き、園の方針を理解して頂き、保育活動にどのように参加して頂くか情報交換をして、田畑や果樹等の農業体験、読み聞かせや伝統文化体験、食育や郷土食づくり等、年間を通して保育園応援団や地域の皆さんと共に保育活動をしています。</p> <p>また、保育園・小学校・中学校が連携して、デイサービスや小学校などへ出かけて行っの交流活動や中学生の保育体験の場としての中学生との交流活動を進めていますが、保育園・小学校・中学校の3つの応援団が連携・協働して活動するまでには至っておらず、保育園、小学校、中学校それぞれで、保育園や小中学校の願いに沿って活動しています。</p>
目指す内容	<p>子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう連携・協働していきます。</p> <p>更に、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、外国人や高齢者、未就園児等の異年齢の子ども等を含む地域の資源を積極的に活用し、</p>

	<p>保育のねらいや保育の方向性を共有して、豊かな生活体験ができるようにします。</p> <p>村は、子どもをまんなかにして、「オール筑北」で子育てをしていかれるような体制をつくっていきます。子育て支援センターや園と地域が一体となった保育や子育て支援が日常的にできるような体制を整えます。</p> <p>また、保育園・小学校・中学校を通して、それぞれの応援団が連携して、村民の中心となって子育てや保育・教育にどうかかわっていくか考える仕組みを地域の関係機関と連携及び協働を図り、「オール筑北」で子育てできる体制づくりを進めます。</p>
--	--

重点施策 3	開かれた園づくり、信頼される園づくりの推進
現状及び課題	<p>保育園や子育て支援センターは、様々な地域の人とネットワークをつくり、地域に開かれた幼児教育・保育施設として利用しやすい子育て支援活動を実施していくことが求められています。</p> <p>保育園や子育て支援センターは、信頼される幼児教育・保育施設づくりを推進していくために、運営方針や保育方針、それに基づいた活動等の情報を家庭や地域住民へ積極的に発信することが大切です。</p> <p>また、幼児教育・保育施設の様々な活動は、地域の実情や保護者のニーズを把握し、家庭や地域と連携・協働して行うことが重要です。</p>
現在の取り組み	<p>保育園を知って頂くことを開かれた保育園、信頼される保育園の第1歩と考えて取り組んでいます。</p> <p>また、園だよりやクラスだより、ドキュメントやホームページによって保育活動や子どもの育ちを発信したり、懇談会や送迎時の保護者への相談支援を行ったりしています。</p> <p>更に地域へは、月1回の園開放、来園児への保育園ごっこ等、地域の子育て支援にも力を入れています。</p>
目指す内容	<p>保育園は、子どもの活動の様子や保育方針をホームページや園だより等を活用するなどして、積極的に情報発信し園への関心を深めてもらうと共に、園児が地域の行事に参加するなどして、地域との交流を図ることで、開かれた園づくりを進めます。</p> <p>また、こうした取り組みを通して、家庭や地域と育ててほしい子どもの姿を共有し、地域住民が保育園に気軽に出かけ、「オール筑北」で子育てをしていかれるよう、信頼される園づくりを目指します。</p>



基本方針 6

子どもの育ちを支える幼児教育・保育環境の充実

子育て環境が大きく変化する中、子育て施設・保育施設に期待される役割は、ますます大きなものとなっています。こうした中、互いの特色を理解し、一層の連携・協調を図りながら、質の高い幼児教育・保育の提供と地域における子育て支援機能の充実に努めることが大切です。

また、子育て支援センターと保育園は、家庭や地域の求めるニーズに十分応えていけるよう、ハード・ソフト両面から保育環境の充実及び振興を図ることが大切です。

重点施策 1	保育士・加配保育士の適正配置と保育体制づくり
現状及び課題	<p>近年、医療と連携して発達支援が必要な子どもが増えています。一人一人の子どもの個性に対する十分な理解・適切な支援を行うためには、加配保育士が必要となっています。</p> <p>また、新保育所保育指針で示されたように、未満児の保育を充実するためにも、一人一人の個性を生かした保育を進める上でも、保育士の配置を考えていくことが必要です。</p>
現在の取り組み	<p>こどもサポートセンターの専門家チームによる、巡回保育・教育相談を通して、保育支援委員会で、加配の保育士の必要性や二人担任制等保育体制について判断しています。</p> <p>また、よりよい保育ができるための支援やクラスづくり等についても専門家にアドバイスを頂いたり、専門家を招いての研修を行ったりしています。</p>
目指す内容	<p>一人一人の子どもの個性に対する十分な理解や適切な支援を行うための環境を整え、保育を行います。</p> <p>また、誰でもが個々の違いや個性を認め合いながら、共に成長するインクルーシブ保育を実践するために必要な人員体制を講じます。</p> <p>更に、子どもの育ちを支える適切な支援方法の研究や保護者の困り感に寄り添う子育て相談も進めます。</p>

重点施策 2	保育環境を充実する計画的な環境整備の推進
現状及び課題	<p>村は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備、その他適切な方法によってその振興に努める責務があります。これからの時代をたくましく生き抜く人を育むため、また、子どもの発達段階に応じた筑北村ならではの一貫性のある子育て支援・教育を推し進めるため、「筑北村幼児期教育・保育推進検討委員会」での審議を通して立案した、「筑北村幼児教育・保育推進プラン」の具体的な基本指針や施策が具現できるよう、計画的に環境整備をしていくことが必要です。</p>
現在の取り組み	<p>保育の推進のために必要な人的環境や物的環境について、今までも整</p>

	備してきましたが、今回、本プランを立てたことで、施策の具現のために見直しをもって保育環境充実に向けて環境整備を進めていこうとしています。特に、コロナ禍に於いてICT環境の充実が急務です。国等の補助金を活用するなどして整備を進めていくよう計画を練っています。
目指す内容	<p>本プランに沿って、一人一人が持てる能力を十分発達させたり、豊かな遊びを創り出したりできる安全な保育園環境を計画的に整備します。</p> <p>また、一人一人が持てる能力を十分発揮し、豊かな遊びを創造できるような人的環境整備と共に物的環境も整えていきます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策とも相まって、「保育園におけるICT化推進事業」が国で進められています。村としても国の補助金を活用して、保育園のICT化を推進していきます。</p>

重点施策 3	子どもの生命を守る体制づくり
現状及び課題	<p>最近の異常気象の発生増加や子どもの安全を脅かす事件等を踏まえて、新たな災害等の発生への対応を想定した防災計画の見直しが必要です。また、各施設・園の規模や地域性を考慮し、避難訓練の実施回数や方法、災害想定、引き渡し訓練等の訓練内容を再確認し見直すことが必要です。</p> <p>時代の変化に合わせ、登降園時等の交通事故防止、保護者と子どもの交通安全に対する意識の向上を図る必要もあります。不審者の侵入対策を含め防犯対策や交通安全対策の充実も必要です。</p>
現在の取り組み	<p>各施設・園で防災・防犯計画に基づき、定期的に避難訓練を実施し、子どもたちの安全への備えを確認すると共に、保護者にも命の大切さを伝えています。</p> <p>交通安全については、警察や交通安全協会等と連携し交通安全教室を開催しています。</p> <p>保育園では訓練した内容を登降園や園外活動の際に活用しています。</p>
目指す内容	<p>水防計画など新たに必要な計画を作成し、防災への備えを高めると共に、子どもの命を守るという保育士の防災・防犯意識の高揚を図ると共に、確実な避難誘導ができる行動力を身に付けます。</p> <p>子どもの生命を守るために、災害発生時の対応を保護者と共有すると共に、平時からの備えや危機管理体制づくり等を行政機関や地域の関係機関と連携しながら進めます。</p> <p>火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成し、訓練を積み重ねると共に、保護者や子どもの防災・防犯に対する意識や行動力を育むと共に、命の大切さを伝え続けます。</p>

食物アレルギーをはじめとするアレルギー疾患への対応や、保育中の事故防止等に関しては、体制構築や環境面での配慮及び関係機関との連携など、最近の科学的知見等に基づき必要な対策を行うと共に、事故に対する手当ての方法、救急時の対応などの講習・研修内容の充実を図ります。



地域の方とおやきづくり



地域の方とブドウづくり



地域の方と保護者と米づくり



地域の方とプランターづくり



地域でお買い物



筑北村幼児教育・保育推進プラン

資料編 目次

- 1 筑北村幼児期教育・保育推進検討委員会設置要綱 … 1
- 2 筑北村幼児期教育・保育推進検討委員名簿 …………… 2
- 3 筑北村幼児期教育・保育推進検討委員会審議経過 … 3・4
- 4 筑北村幼児期教育・保育推進検討委員会審議の様子… 5
- 5 筑北村第二次教育大綱概略 …………… 6
- 6 筑北村第二次子ども支援プロジェクト …………… 7
- 7 幼児教育・子育て支援施設関連図 …………… 8
- 8 筑北村幼児教育・子育て支援関連計画一覧 …………… 9
- 9 用語解説（_____※ のついた言葉の解説） …………… 9～14
- 10 参考資料「10の姿プラス・実践解説書」より …… 15



1 筑北村幼児期教育・保育推進検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、筑北村において、子どもたちの「未来社会を切り拓くための資質・能力」を幼児期から小学校、中学校まで一貫して育成することをめざし、そのための幼児期の教育・保育の在り方について調査及び審議する「筑北村幼児期教育・保育推進検討委員会」(以下、「検討委員会」という。)の設置、運営について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 育てたい幼児像、基本目標、基本方針等に関すること。
- (2) 保育園の教育・保育機能の充実に関すること。
- (3) 発達や幼児期の遊びと小・中学校における学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育の充実に関すること。
- (4) 配慮の必要な子どもへの早期支援と共に育つ保育に関すること。
- (5) 家庭・地域における教育力の充実に関すること。
- (6) その他幼児期の教育・保育の基本指針の策定に関し必要な事項(施設・職員配置等)に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会の委員は、12名以内とし、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 臨床心理士
- (4) 児童福祉施設関係者
- (5) 保護者(保護者会長)
- (6) その他村長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、会議の議長は委員長が務める。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、事案について説明又は意見を求めることができる。

(作業部会)

第6条 検討委員会の検討事項に関する調査、研究、調整等を行うため、検討委員会に作業部会を置くことができる。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、教育委員会事務局に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 筑北村幼児期教育・保育推進検討委員名簿

	役 職	所 属	氏 名
1	学識経験者	長野県教育委員会 学びの改革支援課	関 裕子
2	学識経験者	松本短期大学 幼児保育学科教授	生田 恵津子
3	児童福祉施設関係者	山形村立山形保育園長	田中 はる子
4	児童福祉施設関係者	筑北村子育て支援センター長	堀内 克美
5	児童福祉施設関係者	坂井保育園長	大橋 きよ江
6	児童福祉施設関係者	筑北ひまわり保育園長	岩田 妙子
7	教育関係者	筑北小学校長	久保田 雅樹
8	教育関係者	こどもサポートセンター 特別支援教育指導員	滝澤 悌二
9	教育関係者	筑北村民生主任児童委員	宮下 啓子
10	臨床発達心理士	こどもサポートセンター 発達相談員	小林 ひろみ
11	保護者	ひまわり保育園保護者会長	藤澤 健司
12	保護者	坂井保育園保護者会長	吉池 哲

※区分別順不同、敬称略（所属は令和2年7月時点）



3 筑北村幼児期教育・保育推進検討委員会審議経過

令和2年度

第1回 令和2年7月17日（金）午後1時30分～

- 保育を取り巻く状況
- 筑北村内の2保育園、子育て支援センターでの実践と課題

第2回 令和2年8月31日（月）午後1時30分～

- 2園交流事業について意見交換
 - ・2園のよさを活かした交流保育の在り方
 - ・豊かな自然や地域の文化を活かした保護者や地域と共に子どもを育てる交流保育の在り方

第3回 令和2年9月15日（火）午後1時30分～
筑北村公民館
※保育参観（午前中）

- 「運動あそび」・「英語とともだち」の取組みについて意見交換（保育園の教育・保育機能の充実に関すること）

第4回 令和2年11月4日（水）午後1時30分～
筑北村公民館
※保育参観（午前中）

- 子育て支援センター・保・小・中の連携について意見交換（発達や幼児期の遊びと小・中学校における学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育の充実に関すること）

第5回 令和2年12月8日（火）午後1時30分～
筑北村公民館

- 特色ある保育を実現するための体制づくり、環境づくりについて①

第6回 令和3年2月9日（火）午後1時30分～
筑北村公民館

- 特色ある保育を実現するための体制づくり、環境づくりについて②
- 提言書案の検討①

第7回 令和3年3月1日（月）午後1時30分～
筑北村公民館

- 提言書案の検討②（今年度のまとめ 中間報告）
- 提言書案に基づく令和3年度2保育の年間指導計画

第8回 令和3年3月24日（水）午前10時30分
筑北村役場村長室

現状・課題把握

「特色ある保育」の充実に向けた審議・意見交換

- 2保育園の交流
- 「運動あそび」・「英語とともだち」の取組み
- 子育て支援センター・保・小・中の連携
- 特色ある保育を実現するための体制づくり・環境づくり

持続可能な「特色ある保育」のための幼児期教育・保育のあり方に関する審議・意見交換

提言書案に基づく保育の実践及び提言書案の内容再検討

筑北村幼児期教育・保育の推進についての中間報告

令和3年度

第1回 令和3年7月9日（金）午後1時30分～ 筑北村公民館

- 令和3年度検討委員会の全体スケジュールについて
- 中間報告書について報告
- 筑北村幼児教育・保育推進プランの素案について意見交換
- 2保育園やまほいく、交流保育の内容について意見交換

第2回 令和3年8月5日（木）午後1時30分～ 筑北村公民館

- 筑北村幼児教育・保育推進プランの内容検討
- 2保育園やまほいく、交流保育について内容検討

第3回 令和3年9月14日（火）午後1時30分～ 筑北村公民館

- 筑北村幼児教育・推進プランについて内容について意見集約と修正・答申（案）について意見交換
- 2保育園やまほいく、交流保育について意見集約と修正
- 村民への周知について

定例会教育委員会 令和3年9月22日（水） 午後1時30分～ 坂井支所

- 教育長への「筑北村幼児教育・推進プラン」答申
- 令和4年度予算案説明

令和3年10月25日（月）午前10時00分 筑北村役場村長室

- 村長へ「筑北村幼児教育・推進プラン」答申

筑北村幼児教育・保育推進プラン （答申）の素案の検討

- 筑北村幼児教育・保育推進プラン原案の検討（やまほいく、2保育園交流も含む）
- 保護者、地域への説明方法について検討
- ホームページアップについて
- 子育て支援センター・保・小・中の連携について
- 令和4年以降幼児教育に関するプランに基づく整備（予算）について併せて検討

「筑北村幼児教育・保育推進プラン」最終確認（5年で微修正、10年で再検討）



定例会教育委員会にて教育長に答申書
「筑北村幼児教育・保育推進プラン」
提出

総合教育会議にて説明・予算についても併せて説明



村長に、諮問に対する答申を行う
「筑北村幼児教育・保育推進プラン」
ホームページアップ
やま保育、交流保育資料家庭配布

4 筑北村幼児期教育・保育推進検討委員会審議の様子



「今日の話し合いのテーマを説明」



「“オール筑北”で“筑北ブランド”の子どもを育てたい！」と熱心なグループ討議



全員で話し合いのまとめ

5 筑北村第二次教育大綱概略

筑北村第二次教育大綱概略



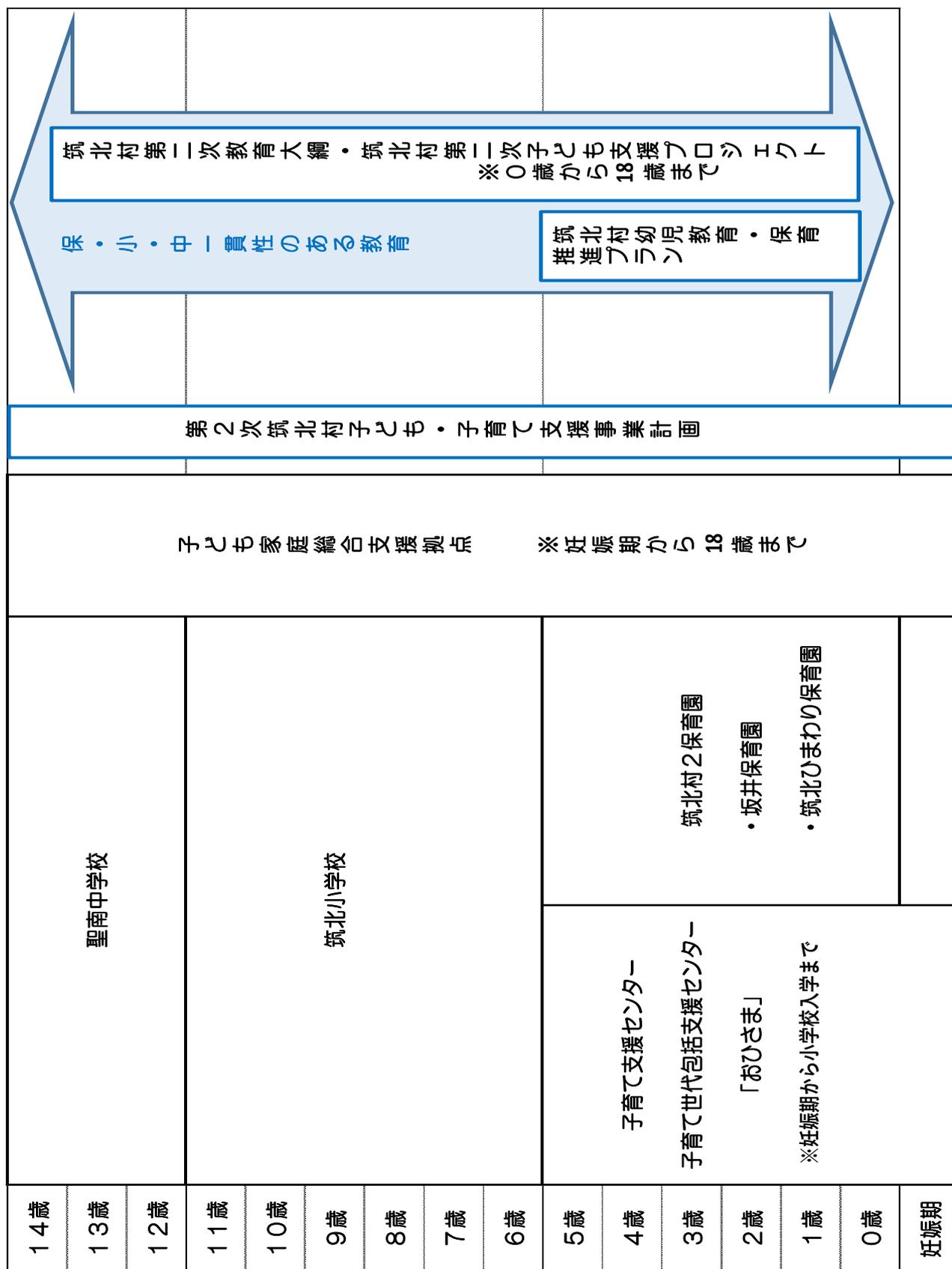
筑北村第二次子ども支援プロジェクト ～0歳から18歳までの子ども一人一人の「育ち」に対する一貫性のある支援～

筑北村教育委員会事務局

基本目標	施策の方向性	基本施策	主な事業内容
共 育	社会全体で共に育み、 共に学ぶ教育の推進	1 家庭教育の推進 2 社会全体で取り組む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活アンケートや学習状況などの分析から、生活改善への一助となる「各種だより」などの啓発活動 ○ 支援センターを活用し、子どもの発達段階や気質などが理解できる「ペア・トレ」や子育て講座 ○ 各関係機関の専門家との相談や支援内容などが記録できる「子どもサポートノート(記録編)」 ○ 我が子の発達段階ごとに合わせた支援などの情報が得られる「子どもサポートノート(資料編)」 <ul style="list-style-type: none"> ◎ 自分づくりや家庭づくり、地域づくりなどに向けて、住民が活用できる「筑北ローバープラン」 ○ 0歳から5歳までの利用者のニーズに最大限応えられる「延長保育事業」「一時預かり事業」 ○ 放課後の遊びなどを通して、自主性や社会性などの基礎が培える「放課後児童健全育成事業」 ○ 住民による運営や支援、評価などが一体的・持続的にできる「信州型コミュニティスクール」
共 生	多様性を認め、 共に生きる社会の実現	3 豊かな人間性・社会性の育成 4 特別支援教育の推進 5 国際理解教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然体験やボランティア体験などの多様な体験活動を通して心に響き心が動く「心の教育」 ○ 不登校・いじめ問題などの早期対応に向けて、共通した認識を取り組める「いじめ等対策連絡協議会」 ◎ 子どもの発達段階や地域の実情などを踏まえた人権意識の高揚が図られる「学校(社会)人権教育」 <ul style="list-style-type: none"> ◎ 外部専門機関とつながり、継続的・長期的なフォローが持続的にできる「巡回子ども保育・教育相談」 ○ 温かな見守りが必要とする子どもへの支援を確実に引き継ぐことができる「保小(小中)連絡会」 ◎ 各関係機関と連携し特別な支援を必要とする子どもへの支援を明らかにできる「ケース(支援)会議」 <ul style="list-style-type: none"> ○ JTE・ALTと触れ合う遊びなどを通して、英語に親しむ土台づくりができる「英語とともだち」 ○ 1学年から4学年において、年間20及び35時間の外国語活動に取り組める「教育課程特例校」 ○ JTE・ALTによる授業から、豊かなコミュニケーション能力が育成できる「外国語活動・英語学習」
自 立	知・徳・体が調和し、 社会的に自立した人間の育成	6 福祉・ボランティア教育の推進 7 幼児教育の推進 8 「生きる力」を育む教育の推進 9 情報教育の推進 10 心身豊かな活動的な地域社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関等と連携しながら子どもの成長過程に応じた社会奉仕の精神が培える「ボランティア活動」 ○ 高齢者・障害者施設訪問などから、相手の立場を理解し支え合う態度の育成が図られる「福祉教育」 <ul style="list-style-type: none"> ○ 2園の園同士があそびや制作活動を通して、工夫や協力などの態度が育まれる「異年齢交流活動」 ◎ 児童及びお年寄りとの触れ合いから、人間関係の基礎づくりが育まれる「様々な人との交流活動」 ○ 自然体験や生活体験などの直接体験を通して学びから生きる力の育成が図られる「信州やまほいく」 <ul style="list-style-type: none"> ○ 園(学校)行事や児童会(生徒会)活動などの交流から、憧れやプライドがもてる「継続的な交流」 ○ ねらいを明確にした公開授業から、日常の学習指導改善の観点が把握できる「各種相互参観授業」 ○ 働くことや奉仕することのすばらしさに触れ、社会的・職業的な自立を目指す「キャリア教育」 ○ 村内小中学校全教職員が参加し、地域の願いや特色が研修できる「筑北村合同教科等研究協議会」 <ul style="list-style-type: none"> ○ 各教科や特別活動、総合的な学習を通して、コンピュータを活用できる「情報活用力の育成」 ○ 自らを律し、適切に行動できる正しい判断力や相手を思いやる心が培える「情報モラル教育の充実」 <ul style="list-style-type: none"> ○ あそびを通して、基礎的な運動能力が身に付く「未就園児(運動あそび)・保育園児(運動プログラム)」 ○ 外部人材の活用により、子どもたちの意欲や興味・関心が高められる「保(小・中)体育巡回指導」 ◎ スポーツ・文化活動に携わる素地力である自主性や積極性が養える「総合型地域スポーツ活動」

【○】0歳～15歳を対象とする事業 【◎】0歳～15歳以外に、16歳～18歳も対象とする事業

7 幼児教育・子育て支援施設関連図



8 筑北村幼児教育・子育て支援関連計画一覧

第2次筑北村総合計画
第2期筑北村まち・ひと・しごと創生総合戦略
筑北村第二次教育大綱
第2次筑北村子ども支援プロジェクト
第2次筑北村子ども・子育て支援事業計画
にじいろ子育て応援ブック

※ 上記計画及び戦略等をクリックすると、関連ページが表示されます。

9 用語解説（文中_____※ のついでた言葉の解説）

あ 行	
アプローチカリキュラム	就学前の幼児が、スムーズに小学校の生活や学習に適應できるようにするとともに、幼児期の学びや育ちを小学校教育につなげるためのカリキュラム。
インクルーシブ保育	インクルーシブ (inclusive) とは、英語で「包括的な・全てを含んだ」という意味をもつ言葉です。インクルーシブ保育とは、子どもの年齢や国籍、障害の有無にかかわらず、さまざまな背景を持つ子どもを同じ空間で受け入れ、全ての子どもが個々に必要な援助を受けながら、伸び伸びと育つことができる環境のなかで、さまざまな人とかわりながらお互いを理解し合い、全ての子どもが対等な關係性を保ちながら生活し、助け合えるクラスの中でいっしょに成長していくことができる保育。
オール筑北	子どもを真ん中にして、保育園・保護者・地域が一体となった保育や子育て支援が日常的にできるような体制。 地域の自然や地域の人材等の地域資源を積極的に活用し、豊かな生活体験ができるよう、保育園、家庭、保育園応援団及び地域社会と連携協働して村全体で子どもを見守り育てていく。

か 行

キャリアパス	一人一人の職員が、自らの職位や職務内容に応じて、組織の中でどのような役割や専門性が求められているかを理解し、必要な力を身に付けていくキャリアアップの道筋の総称。それを見据えた体系的な研修計画「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」を厚生労働省が作成している。
子ども	乳児・幼児・児童・生徒。 ※上記を総体とするが、文脈に応じて対象範囲は異なる。
こどもサポートセンター	幼児教育・保育の質の向上に向けて、研修機能の充実、特別支援教育・保育の充実、幼保小連携の推進、教育・保育に関する相談機能の充実等を図ることを目的とした本村の幼児教育・保育の拠点施設。
子育て支援センター	子育てに関する情報提供・相談・助言、子育ての学習・交流事業の実施など、地域の子育て家庭への支援を行う拠点施設。
子育て世代包括支援センター「おひさま」	妊娠期から子育て期において、実情の把握、妊娠・出産・子育てに関する相談、必要な情報提供・助言・保健指導を行い、必要に応じて支援プランを策定、関係機関との連絡調整を行う。
子ども家庭総合支援拠点	地域の全ての子ども(原則18歳まで)・家庭へ切れ目なく継続的に支援を行うため、実情の把握、情報の提供、相談等の対応、関係機関との連絡調整等を行う拠点。
こどもサポートノート	子どもの発達を支えるための資料や子育てにか関する資料、保育園・小学校・中学校の教育に関する資料等が綴られたノート。また、サブノートに子どもの記録が残せるようになっている。

厚生労働省作成の実践事例集「子どもを中心に保育の実践を考える」

保育の改善・充実の取組を進めていくには、職員間の対話を通じて組織として自園の理念や現状・課題に関する共通理解を図るとともに、保護者や地域住民をはじめ、多様な関係者とも保育について理解を共有し、連携することが必要となります。これらのことを踏まえ、厚生労働省では、各保育所等における保育実践の参考となるよう、今般、「子どもを中心に保育の実践を考える ～保育所保育指針に基づく保育の質向上に向けた実践事例集～」を作成し、保育の現場における身近な課題に対する“等身大”の取組事例を紹介することとしました。

本事例集の趣旨や内容が、保育士等はもとより、行政機関や大学等の指定保育士養成施設などの関係者、さらには、子育て中の保護者など、保育に関わる多くの方々に広く浸透し、各保育所等における創意工夫ある保育実践の充実に役立てられることを願って作成されました。内容については、以下の5視点でまとめられています。

- (1) 対話的な職場風土づくりのための工夫を生かす。
- (2) 記録や計画、発信物の工夫を生かす。
- (3) 園内外の研修を活かす。
- (4) 環境構成の工夫を活かす。
- (5) 保護者や地域の人々との連携を活かす。

さ 行

児童	小学校に通う子ども ※学校教育法
巡回保育・教育相談	幼児教育・保育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、村内の幼児教育・保育施設等を巡回し、教育・保育内容や指導方法、環境の改善等について指導や支援を行う者のことをいう。
自己評価	「子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う」という保育の目標の下、保育の質の確保・向上を図っていくことを目的として、保育士等(個人)及び保育所(組織)が自らの保育内容等について行う評価。
自己啓発研修	自分自身の意思によって自分の能力を高めたり、精神的な成長を目指したりするためにする研修。自己啓発の目的は、「心の成長とそれによる能力の向上」。研修で何かを学ぶことで心の成長を促し、それを能力向上につなげて仕事で活かして、より良い自分へと成長していけるようにすること。
職場内研修	職場内で実務を通し、を通し、日常的に職員一人ひとりの特性に応じた個別指導や職場単位での計画的な集団指導ができるため、人材育成の根幹をなす研修。
職場外研修	職場を離れた環境の中で行われるより実践的な専門知識・能力の向上を図るための研修。研修に集中しやすく、また、職場の垣根を越え

	た受講者間の交流により、組織の連帯感が醸成されるとともに、互いの意欲を喚起する効果もある。
スタートカリキュラム	小学校に入学した子どもが、保育所での遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム。
生徒	中学校に通う子ども ※学校教育法
接続	子どもの育ちがつながること。 カリキュラム・実践のつながり、またはつなぐこと。

信州やまほいく

幼児期の子どもを対象に、屋外での遊びや運動を中心に様々な体験を深め、知力と体力も同時に高めることができるとされる全国的に注目を集める新しいスタイルの保育・幼児教育です。多様な自然や地域の環境を生かした活動を通じて、子どもたちの知的好奇心や感性が豊かに育まれ、さらに異年齢の集団活動の中でコミュニケーションや社会性、自尊心や自己肯定感の向上も期待できます。

長野県では、2015年より「信州型自然保育認定制度」をスタートし、より親しみやすいよう「信州やまほいく」を愛称として普及に取り組んでいます。

筑北村の保育園は、2018年に、「信州やまほいく」の認定を受け、村の豊かな自然や地域多様な人や文化といった豊かな環境を生かした保育をしています。「やまほいく」に欠かせないのが、山、森、林、川、田畑といった自然豊かなフィールドです。筑北村はまさに「やまほいく」に最適な環境が整っており、山や森から流れ出る豊かな清流、山や野に自生する豊かな木々や草花、山や野原、田畑に生きる様々な生き物は、筑北村ならではの贅沢な自然との関りを体験させてくれます。この環境に加え、そこで息づく生活や文化、伝統を受け継いだ催事は、地域資源として豊富にあります。

「土に関わる活動」「草・花・木に関わる活動」「水に関わる活動」「空・天気に関わる活動」「生き物に関わる活動」「火に関わる活動」「人・地域に関わる活動」など、「やまほいく」は地域資源と密接に関係します。雄大な自然の中で、子ども達がふるさと筑北のあたたかさを全身で感じながら成長できます。

信州幼児教育支援センター

「信州幼児教育振興指針」の理念と方針に基づく具体的な取組を展開し、園種を越え、県内全ての施設における「質の高い幼児教育」を実現することを目的に、平成31年（2019年）4月1日開設されました。

「オールながの」：大学や専門家と保育現場の知見を集め、施策を企画・立案することと、「フィールド研修」：質の高い幼児教育を実践している実践園のフィールドで、体験を通して学び合う新たな研修を行うことの2点をセンターの特徴とし、以下の5つの業務を行っています。

- (1) 保育者（幼稚園教諭、保育士、保育教諭）の質の向上
- (2) 幼保から小学校への学びの連続性の確保
- (3) インクルーシブ教育の推進
- (4) 「信州やまほいく」等の自然保育の推進
- (5) その他、幼児教育の質の向上に関する業務

た 行

第三者評価	幼児教育・保育施設が子どもや保護者の立場に立って良質かつ適切な幼児教育・保育が提供できているかを当事者（園及び利用者）以外の公正・中立な外部の専門家等第三者（機関）が、専門的かつ客観的な立場から行う評価のことをいう。
つながり	接続や連携を含む幅広い結びつき。

な 行

乳児	満1歳に満たない子ども ※児童福祉法
認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう以下のタイプがある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型認定こども園 ・ 幼稚園型 ・ 保育所型 ・ 地方裁量型の認定こども園

は 行

保育園	児童福祉法に定める保育所 ※本プランでは保育園と記す。
保育の質	厚生労働省「保育所における保育の質の確保・向上に関する検討委員会

	で、「保育の質は、子どもが得られる経験の豊かさと、それを支える保育の実践や人的・物的など、多層的で多様な要素によって成り立つ」と定義された。
保小	保育園年長と小学校1学年において行われる教育や子どもの学び・生活。

や 行

幼児	満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの子ども。 ※児童福祉法
幼児教育	生まれてから小学校入学までの子どもの教育・保育を意味し、下記の教育・保育施設だけでなく家庭や地域も含む、子どもが生活するすべての場において行われる教育・保育を含むもの。
幼児教育・保育施設	幼稚園・保育園・こども園や地域型保育事業所の他、認可外保育施設を含む。
幼稚園	学校教育法に定める幼稚園。

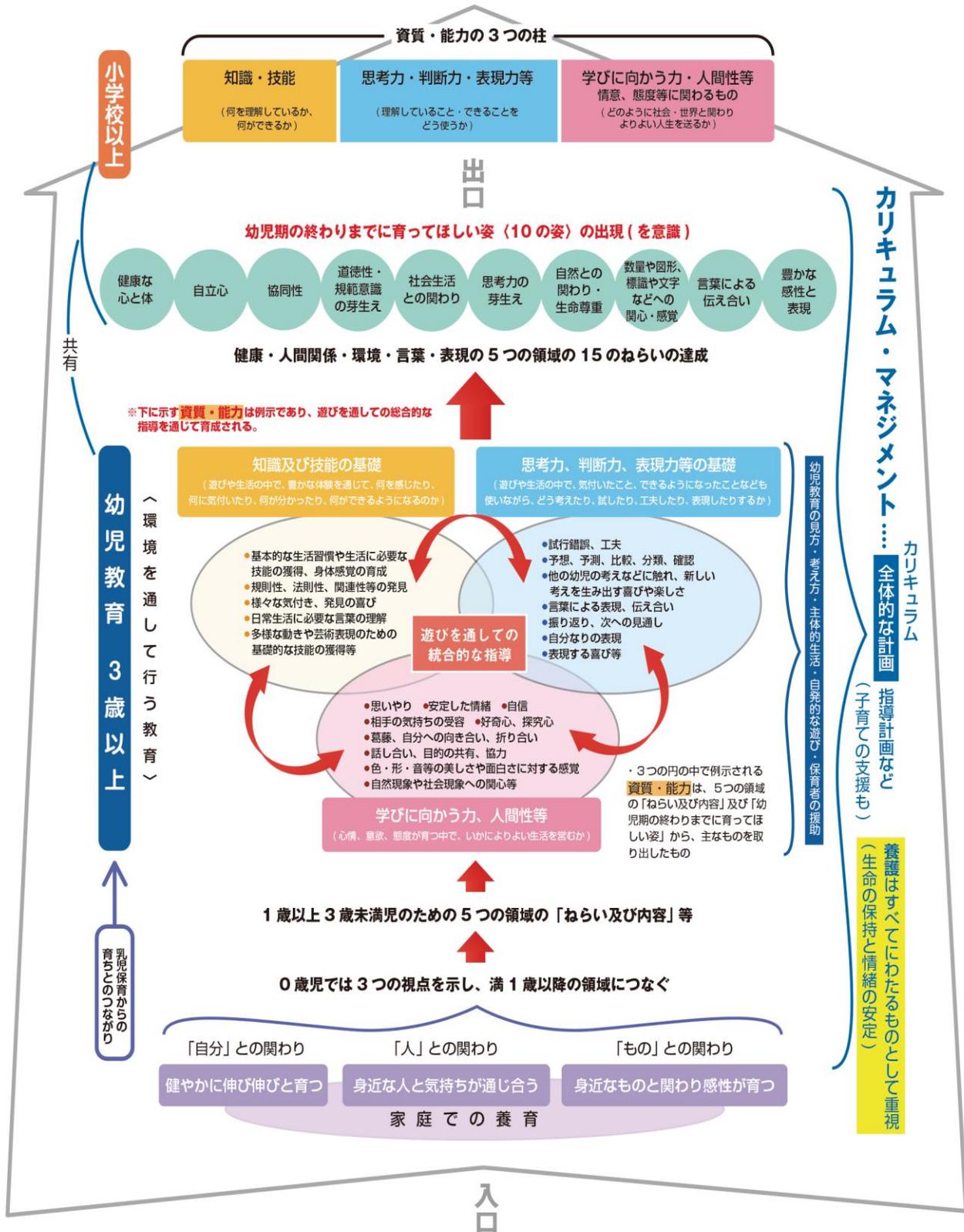
ら 行

連携	幼児・児童・保育士・教職員が一緒に行うこと。つながること。または、つなぐこと。 (幼児・児童・保育士・教職員の交流・連絡会を含む)
利用者評価	その施設・園を利用している者による評価。



10 参考資料 「10の姿プラス・実践解説書」より

姿の実現



「10の姿プラス5・実践解説書」 p.127より 無藤隆編著 (ひかりのくに刊) 2018